

名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、大気環境の改善を図るための次に掲げる補助金の交付に関し基本的な事項を定め、補助金の交付の適正化を図ることを目的とする。

(1) 貨物自動車等代替促進事業補助金

最新規制適合自動車への早期代替促進を図るため、名古屋市内の事業者が、使用する貨物自動車等を最新規制適合自動車へ代替する事業に対して交付する補助金

(2) 乗合自動車等代替促進事業補助金

最新規制適合自動車への早期代替促進を図るため、名古屋市内の事業者、私立幼稚園、福祉施設等が使用する乗合自動車等を最新規制適合自動車へ代替する事業に対して交付する補助金

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、別表1に定めるものとする。

(対象、内容及び条件)

第4条 補助の対象、内容及び条件は、第2条第1号の補助金については別表2の1に、同条第2号の補助金については別表2の2に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は補助の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表3に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金に係る実施要領（以下「要領」という。）に定める期間内に名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金交付申請書（様式第1又は様式第2）（以下「交付申請書」という。）、申請者が自動車リース事業者の場合は、併せて、貸与料金の算定根拠明細書（様式第3）を市長に提出するものとする。

2 補助対象者は前項の補助金の交付を申請するにあたって、貨物自動車又は乗合自動車等を最新規制適合自動車への代替を目的とする国の補助金と重複して申請してはならない。

3 国が貨物自動車等を最新規制適合自動車へ代替する際の補助事業を実施する場合、当該補助対象車については、当該期間は第2条第1号の補助金の交付申請を受け付けないこ

ととする。

- 4 国が乗合自動車等を最新規制適合自動車へ代替する際の補助事業を実施する場合、当該補助対象車については、当該期間は第 2 条第 2 号の補助金の交付申請を受け付けないこととする。
- 5 補助対象者は第 1 項の補助金の交付を申請するにあたって、既に登録済み又は代金の支払いを行った自動車については申請してはならない。

（交付申請の受付）

- 第 7 条 市長は、予算の範囲内において、前条第 1 項に定める期間について交付申請書の受付を先着順に行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、受け付けた交付申請書に係る補助金申請額の総額が予算の範囲を超えた場合、当該日をもって受付を終了するものとする。なお、当該日に提出された交付申請書が複数あった場合は、要領に定める方法で交付対象とする申請者を決定する。

（交付の決定）

- 第 8 条 市長は、交付申請書又は第 4 項に定める名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金変更交付申請書（様式第 6）（以下「変更交付申請書」という。）を受け付けた後、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて調査を行い、補助金の交付又は変更交付の可否について決定を行うものとする。
- 2 市長は、補助金の交付の決定を行ったときは、申請者に対し、速やかに必要な事項を付して名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金交付決定通知書（様式第 4）により通知するものとする。
- 3 市長は、補助金を交付しない旨の決定を行ったときは、申請者に対し、速やかに名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金不交付決定通知書（様式第 5）により通知するものとする。
- 4 交付又は次項に定める変更交付の決定を受けた者は、その後の事情の変更により申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、速やかに変更交付申請書を市長に提出するものとする。
- 5 市長は、補助金の変更交付の決定を行ったときは、申請者に対し、速やかに必要な事項を付して名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第 7）により通知するものとする。
- 6 申請者は、交付の決定を受けた後、車両の購入に係る代金の支払い及び道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 7 条に基づく新規登録（以下「新規登録」という。）を行うものとする。

（交付の辞退）

- 第 9 条 申請者は、補助金の交付決定又は変更交付決定の通知を受けた後に、補助金の交付を辞退しようとするときは、速やかにその理由を付した名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金交付辞退届（様式第 8）を市長に提出するものとする。

(補助事業の完了報告)

- 第 10 条 申請者は、要領に定める日までに補助事業を完了するものとし、当該事業を完了したときは、速やかに名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業完了報告書（様式第 9 又は様式第 10）（以下「完了報告書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項における補助事業の完了とは、次に掲げる車両の代替に係る手続きを行い、当該車両の購入に係る代金の全額の支払いを行うことをいい、申請者が自動車リース業者の場合は、併せて、自動車の使用者と当該自動車の賃貸借契約を締結することをいう。
- (1) 被代替車両の廃車又は名義変更
- (2) 新しく導入する車両に係る新規登録
- 3 市長は、申請者が前項第 1 号の廃車を行う場合であって、要綱別表 2 の 1 の条件 2 に定める期日までに廃車を行うことができない場合に限り、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）第 80 条の規定により引取業者が交付する書面（以下「使用済自動車引取証明書」という。）の交付をもって廃車の手続きを行ったものとみなすことができる。この場合、申請者は完了報告書の提出に際し使用済自動車引取証明書の写し及び申請者、被代替車両の所有者及び引取業者の連名による車両を必ず解体する旨の確約書を提出するとともに、使用済自動車引取証明書の交付日から 6 月以内に、解体を完了したことを証する登録事項等証明書の写しを提出しなければならない。
- 4 被代替車両の所有者が自動車リース業者である場合は、被代替車両の使用の変更又は道路運送車両法第 16 条に基づく一時抹消登録をもって名義変更とみなす。

(交付額の確定)

- 第 11 条 市長は、前条第 1 項に定める完了報告書の提出を受けたときは、当該報告の内容の審査及び必要に応じて調査を行い、内容が適正であることを確認のうえ、補助金の交付額を確定し、申請者に名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金交付額確定通知書（様式第 11）により通知するものとする。

(補助金の請求及び支払い)

- 第 12 条 申請者は、前条の通知を受けたときは、市長に対し、名古屋市最新規制適合車代替促進事業補助金請求書（様式第 12）により補助金の請求を行うものとする。
- 2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、適正であることを確認のうえ、名古屋市会計規則（昭和 39 年名古屋市規則第 5 号）の定めるところにより、補助金を支払うものとする。

(取得財産の管理及び処分の制限)

- 第 13 条 規則第 23 条の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とする。
- 2 申請者は規則第 23 条に基づき、前項の規定により定められた期間内において、補助金の交付を受けて取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ理由及び内容を記載した名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業により取得した財産の処分に関する承認申請書（様式第 13）を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

- 3 前項の「交付の目的に反して」には、申請者が自動車リース事業者の場合、当該自動車の使用者がその自動車の用途を他へ変更する場合も含まれるものとする。
- 4 市長は、第2項の承認をしようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。

(交付の決定及び交付額の確定の取消し並びに補助金の返還)

- 第14条 偽り、その他の不正の手段が認められたとき又は申請者が第4条第2項に該当する者であると判明したときは、市長は第8条第1項に定める交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 前項の規定は第11条に定める交付額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定により取消しをしたときは、申請者に対し、速やかに必要な事項を付して名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第14）により通知するものとする。
 - 4 市長は前項に定める取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

- 1 「最新規制適合自動車」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 天然ガス自動車
 - (2) 電気自動車
 - (3) 燃料電池自動車
 - (4) 軽油、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を含む。）で、最新規制排出ガス（NOx・PM）基準に適合したもの
- 2 「貨物自動車等」とは、貨物自動車及び物品を運搬する目的で使用する特種自動車をいう。
- 3 「貨物自動車」とは、貨物の運送の用に供する道路運送車両法第 3 条に規定する自動車（同法第 60 条第 1 項の規定に基づく自動車検査証の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であって、次のものをいう。
 - (1) 普通自動車であって 4 に掲げる自動車以外のもの
 - (2) 小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）であって 4 に掲げる自動車以外のもの
- 4 「特種自動車」とは、冷蔵冷凍自動車その他の特種の用途に供する自動車であって、自動車検査証の用途欄に「特種」と記入される物をいう。
- 5 「乗合自動車等」とは、乗合自動車及び車いす移動車をいう。
- 6 「乗合自動車」とは、乗車定員 11 人以上の自動車であって貨物自動車等以外の物をいう。
- 7 「車いす移動車」とは、特種自動車のうち、乗車定員 10 人以上の自動車であって自動車検査証の車体の形状欄で車いす移動車であることが分かる物をいう。
- 8 「ハイブリッド自動車」とは、自動車検査証の型式欄でハイブリッド自動車であることが分かる物をいう（プラグインハイブリッド自動車を含む。）。
- 9 「電気自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証の燃料の種類欄の項目が電気である物をいう。ただし、電動機が鉛蓄電池によって駆動される物を除く。
- 10 「燃料電池自動車」とは、搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証の燃料の種類欄の項目が圧縮水素である物をいう。
- 11 「天然ガス自動車」とは、自動車検査証の燃料の種類欄の項目が天然ガスであるもの又は備考欄において燃料として天然ガスとガソリンを併用していることが分かるものをいう。
- 12 「車齢」とは、初度登録年月日を起算日として廃車日までを計算した経過年数をいう。
- 13 「廃車」とは、道路運送車両法第 15 条に基づく永久抹消登録を受けること又は同法第 16 条第 3 項に基づく一時抹消登録後の解体届出を行うことをいう。
- 14 「名義変更」とは、自動車検査証上の所有者及び使用者を変更することをいう。

別表 2 の 1

<p>対象者</p>	<p>1 名古屋市内に事業所を有し、次のいずれかに該当する者。ただし、国又は地方公共団体が出資する法人を除く。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者であって、(2)に該当しない者</p> <p>ア 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に掲げる中小企業者</p> <p>イ 農業信用保証保険法（昭和 36 年法律第 204 号）第 2 条第 1 項に掲げる農業者等</p> <p>ウ 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成 14 年法律第 128 号）第 13 条第 2 項に掲げる林業者等</p> <p>エ 中小漁業融資保証法（昭和 27 年法律第 346 号）第 2 条第 1 項に掲げる中小漁業者等</p> <p>(2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号から第 9 号までに掲げる中小企業団体</p> <p>2 1 に掲げる者を自動車の使用者として貸し渡しを行う自動車リース事業者</p>
<p>内 容</p>	<p>車齢 8 年超の貨物自動車等（軽油を燃料とする自動車については平成 17 年自動車排出ガス規制以前のものに限り、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車については平成 16 年自動車排出ガス規制以前のものに限る。）を廃車し、最新規制適合自動車である貨物自動車等を購入する場合。ただし、次の貨物自動車等を購入する場合は、被代替車両（以下「旧車」という。）の名義変更をもって当該車両の廃車に代えることができる。</p> <p>(1) 天然ガス自動車</p> <p>(2) 電気自動車</p> <p>(3) 燃料電池自動車</p> <p>(4) 軽油、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量 3.5 トン超 7.5 トン以下の自動車で平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良い物</p> <p>(5) 軽油、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量 7.5 トン超の自動車で平成 27 年度燃費基準を満たす物</p>
<p>条 件</p>	<p>1 旧車及び購入する自動車（以下「新車」という。）については次の条件を満たす物であることとする。</p> <p>(1) 用途は、事業に使用する物であること。</p> <p>(2) 車両総重量 3.5 トン超であること。</p> <p>(3) 名古屋市内に使用の本拠の位置を置く物であること。</p> <p>2 新車は、交付決定後に初度登録される車両であること。</p> <p>3 新車の初度登録日の前後 6 月以内かつ要領に定める日までに、旧車の廃車を行うこととする。</p> <p>4 旧車の自動車検査証の有効期間の満了日を経過した後に新規登録を受けられる場合は、その満了日から 6 月以内に新規登録を受けられることとする。</p>

- | |
|--|
| <p>5 旧車と新車の用途及び車体の形状は、原則として、その前後で変わらないこととする。</p> <p>6 旧車と新車の所有者及び使用者は、その前後で変わらないこととする。ただし、次の場合は所有者が前後で変わらないとみなすことができる。</p> <p>(1) 対象者1に掲げる者が所有する旧車を廃車し、リースにより新車を導入した場合。</p> <p>(2) 旧車の使用者と新車の所有者（リース導入の場合は使用者）が同一の対象者1に掲げる者の場合。</p> <p>7 新車の車両総重量は、旧車の1.5倍以内とする。</p> <p>8 申請者が自動車リース事業者の場合、当該自動車に係る自動車賃貸借契約中の賃貸借料金について、契約の相手方（自動車の使用者）に補助金相当額が還元されるものであることとする。</p> |
|--|

別表 2 の 2

<p>対象者</p>	<p>1 名古屋市内に事業所を有し、次のいずれかに該当する者。ただし、国の地方行政機関、地方公共団体及び国又は地方公共団体が出資する法人を除く。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校を設置する者</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設を設置する者</p> <p>(3) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 1 項に規定する第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業を経営する者</p> <p>(4) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の五第 1 項に規定する病院若しくは同条第 2 項に規定する診療所、同法第 1 条の六第 1 項に規定する介護老人保健施設、同条第 2 項に規定する介護医療院又は同法第 2 条第 1 項に規定する助産所を設置する者</p> <p>(5) 別表 2 の 1 の対象者 1 に掲げる者</p> <p>2 1 に掲げる者を自動車の使用者として貸し渡しを行う自動車リース事業者</p>
<p>内 容</p>	<p>車齢 8 年超の乗合自動車等（軽油を燃料とする自動車については平成 17 年自動車排出ガス規制以前のものに限り、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車については平成 16 年自動車排出ガス規制以前のものに限る。）を廃車し、最新規制適合自動車である乗合自動車等を購入する場合。ただし、次の乗合自動車等を購入する場合は、旧車の名義変更をもって当該車両の廃車に代えることができる。</p> <p>(1) 天然ガス自動車</p> <p>(2) 電気自動車</p> <p>(3) 燃料電池自動車</p> <p>(4) 軽油、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量 3.5 トン超 7.5 トン以下の自動車で平成 27 年度燃費基準値より 5% 以上燃費性能の良い物</p> <p>(5) 軽油、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量 7.5 トン超の自動車で平成 27 年度燃費基準を満たす物</p>
<p>条 件</p>	<p>別表 2 の 1 の条件 1 から 8 まで (1(2)、5 及び 7 を除く。) を満たす物であることをとする。</p>

別表 3

補助金の額	1 者あたりの申請限度台数
<p>補助金額は次のとおりとする。</p> <p>1 貨物自動車等については、1 台につき次の金額を補助する。</p> <p>(1) 車両総重量 3.5 トン超 7.5 トン以下の物については、30 万円とする。ただし、旧車の名義変更をもって当該車両の廃車に代える場合は 10 万円とする。</p> <p>(2) 車両総重量 7.5 トン超 12 トン以下の物については、40 万円とする。ただし、旧車の名義変更をもって当該車両の廃車に代える場合は 20 万円とする。</p> <p>(3) 車両総重量 12 トン超の物については、50 万円とする。ただし、旧車の名義変更をもって当該車両の廃車に代える場合は 30 万円とする。</p> <p>2 乗合自動車等については、1 台につき 35 万円を補助する。ただし、旧車の名義変更をもって当該車両の廃車に代える場合は 15 万円とする。</p> <p>3 第 8 条第 4 項の規定による申請内容の変更を行った場合の補助金の額は、変更交付決定の内容によって交付金額が増加する場合にあっては変更交付決定前の申請内容を、減少する場合にあっては変更交付の申請内容を用いて得た額とする。</p>	<p>申請限度台数は 1 者あたり年度内で 2 台までとする。</p>

様式第 1

名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住所
氏名又は名称
代表者

名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のように補助金の交付を申請します。

1 補助金申請額 金 _____ , _____ 円

2 業種、資本金及び従業員数

業 種 _____
資本金 _____ 千円・従業員数 _____ 名

3 添付書類

(1)事業計画書 (様式第 1-2)

(2)見積書の写し

(3)廃車予定車両等の自動車検査証の写し(自動車検査証上の交付年月日が令和 5 年 1 月 4 日以降の場合は自動車検査証記載事項の写し)又は既廃車車両の登録事項等証明書の写し

(4)委任状 (申請者が代表者でない場合のみ)

(5)その他、購入する車両の概要が分かる書類

4 担当者連絡先

所属部署 _____ 氏 名 _____
TEL _____ FAX _____
住所 〒 _____

5 申請者（法人の場合は代表者）の氏名、住所及び生年月日

フリガナ		生年月日	
氏名			
住所			

備考 1：偽りその他の不正の手段が認められたときは、名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金交付要綱第 14 条に基づき、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

備考 2：同要綱第 4 条第 2 項の規定に該当するときは、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が判明した時は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求められます。上記事項を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

様式第 1-2

最新規制適合自動車代替促進事業 事業計画書

事業所等の名称：

事業所等の住所：

	購入予定車両	
	No.1 車種：貨物・乗合	No.2 車種：貨物・乗合
メーカー名・車名		
型 式		
燃 料		
自家用・事業用の別	自家用・事業用	自家用・事業用
車体の形状		
初度登録予定年月日	年 月 日	年 月 日
乗車定員（バス）	人	人
車 両 総 重 量	kg	kg
使用の本拠の位置	名古屋市 区	名古屋市 区
旧車の廃車の有無 （※1）	<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無（ ）	<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無（ ）
旧車の廃車予定日 （※2）	年 月 日	年 月 日
補助金申請額	円	円

※1 旧車の名義変更をもって当該車両の廃車に代えた場合は、下記の(1)から(5)までのいずれかを括弧内に記入してください。

- (1) 天然ガス自動車
- (2) 電気自動車
- (3) 燃料電池自動車
- (4) 平成 27 年度燃費基準+5%達成（軽油、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量 3.5 トン超 7.5 トン以下の自動車に限る）
- (5) 平成 27 年度燃費基準達成（軽油、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量 7.5 トン超の自動車に限る）

※2 旧車の名義変更をもって当該車両の廃車に代える場合は、名義変更する日を記入してください。

様式第 2

名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住所
氏名又は名称
代表者

名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のように補助金の交付を申請します。

1 補助金申請額 金 _____ , _____ 円

2 借受人（使用者）の氏名又は名称、業種

氏名又は名称
_____業 種

3 添付書類

(1) 事業計画書（様式第 2-2）

(2) 購入する車両の見積書の写し

(3) 貸与料金の算定根拠明細書（様式第 3）

(4) 廃車予定車両等の自動車検査証の写し（自動車検査証上の交付年月日が令和 5 年 1 月 4 日以降の場合は自動車検査証記載事項の写し）又は既廃車車両の登録事項等証明書の写し

(5) 借受人（使用者）の営む主な事業及びその内容が分かる書類

(6) 借受人（使用者）の使用の本拠の位置が分かる書類

(7) 委任状（申請者が代表者でない場合のみ）

(8) その他、購入する車両の概要が分かる書類

4 担当者連絡先

所属部署	氏名
TEL	FAX
住所 〒	

備考 1：偽りその他の不正の手段が認められたときは、名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金交付要綱第 14 条に基づき、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

備考 2：同要綱第 4 条第 2 項の規定に該当するときは、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が判明した時は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求められます。上記事項を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

年 月 日

様式第 2-2

最新規制適合自動車代替促進事業 事業計画書

借受人 (使用者)	氏名又は名称			
	住 所			
	主な事業			
	資本金の額 出資の総額		従業員数	
	担 当 者	部署	氏名	電話番号

	購入予定車両	
	No.1 車種：貨物・乗合	No.2 車種：貨物・乗合
メーカー名・車名		
型 式		
燃 料		
自家用・事業用の別	自家用・事業用	自家用・事業用
車体の形状		
初度登録予定年月日	年 月 日	年 月 日
乗車定員（バス）	人	人
車 両 総 重 量	kg	kg
使用の本拠の位置	名古屋市 区	名古屋市 区
旧車の廃車の有無 (※1)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 ()	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 ()
旧車の廃車予定日 (※2)	年 月 日	年 月 日
補助金申請額	円	円

※1 旧車の名義変更をもって当該車両の廃車に代えた場合は、下記の(1)から(5)までのいずれかを括弧内に記入してください。

- (1) 天然ガス自動車 (2) 電気自動車 (3) 燃料電池自動車
- (4) 平成 27 年度燃費基準+5%達成（軽油、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量 3.5 トン超 7.5 トン以下の自動車に限る）
- (5) 平成 27 年度燃費基準達成（軽油、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量 7.5 トン超の自動車に限る）

※2 旧車の名義変更をもって当該車両の廃車に代える場合は、名義変更する日を記入してください。

様式第 3

最新規制適合自動車代替促進事業 貸与料金の算定根拠明細書

年 月 日

<自動車リース事業者>

住所

氏名又は名称

代表者

<借受人（使用者）>

住所

氏名又は名称

代表者

車名：

型式：

貸与月数： ヶ月

項目	通常料金	補助金適用料金	備考
車両本体価格			
架装費、オプション等			
値引き等			
諸税等			
補助金	0	▲	
小計 (①)			
諸費用			
金利等			
小計 (②)			
残存価格 (③)	▲	▲	
合計 (①+②-③)			
貸与料月額			

環大環第 号
年 月 日

様

名古屋市長

印

名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請されました名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金については、次のように交付することを決定しましたので、同補助金交付要綱第 8 条第 2 項に基づき通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、申請書記載のとおりです。
- 2 補助金額 金 _____ 円
- 3 補助事業の実施に当たっては、裏面の留意事項に従ってください。

(裏面)

留意事項

- 1 申請者は、当該年度の末日の属する年の3月17日(当該日が休日の場合は翌開庁日)までに事業を完了し、完了後速やかに事業完了報告書を提出すること。
- 2 補助金の交付を受けて取得した財産(以下「補助財産」という。)は、善良な管理者の注意をもって管理すること。
- 3 補助財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間(以下「耐用年数」という。)を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は改廃しないこと。
- 4 補助財産の使用用途を変更しないこと。
- 5 補助金は、補助事業以外の用途に使用しないこと。
- 6 補助事業に係る経理については、他の経理と区分し、所要の帳簿類を備え、予算及び決算との関係を明らかにした書類を調製し、これを補助財産の耐用年数を経過するまで保管すること。
- 7 補助金の交付を辞退する時には、市長に理由を記載した書類を遅滞なく提出すること。

なお、上記事項に違反したと認められるとき、偽りその他不正の手段が認められたとき又は第4条第2項の規定に該当すると判明したときは、市は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。市が補助金の交付の決定を取り消した場合には、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を求めるものとします。

環大環第 号
年 月 日

様

名古屋市長

印

名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請（変更交付申請）されました名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金については、交付できないことと決定しましたので、同補助金交付要綱第 8 条第 3 項に基づき通知します。

記

1 不交付の理由

様式第 6

名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金変更交付申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住所
氏名又は名称
代表者

年 月 日付け 環大環第 号 で交付(変更交付)の決定を受けた名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業について変更したいので、同事業補助金交付要綱第 8 条第 4 項に基づき、次のように補助金の変更交付を申請します。

1 変更内容

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

交付決定通知書の写し又は変更交付決定通知書の写し

様

名古屋市長

印

名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請されました名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金については、次のように変更交付することを決定しましたので、同補助金交付要綱第 8 条第 5 項に基づき通知します。

1 変更内容

	変更前	変更後
(変更項目)		

2 補助事業の実施に当たっては、裏面の留意事項に従ってください。

(裏面)

留意事項

- 1 申請者は、当該年度の末日の属する年の3月17日(当該日が休日の場合は翌開庁日)までに事業を完了し、完了後速やかに事業完了報告書を提出すること。
- 2 補助金の交付を受けて取得した財産(以下「補助財産」という。)は、善良な管理者の注意をもって管理すること。
- 3 補助財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間(以下「耐用年数」という。)を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は改廃しないこと。
- 4 補助財産の使用用途を変更しないこと。
- 5 補助金は、補助事業以外の用途に使用しないこと。
- 6 補助事業に係る経理については、他の経理と区分し、所要の帳簿類を備え、予算及び決算との関係を明らかにした書類を調製し、これを補助財産の耐用年数を経過するまで保管すること。
- 7 補助金の交付を辞退する時には、市長に理由を記載した書類を遅滞なく提出すること。

なお、上記事項に違反したと認められるとき、偽りその他不正の手段が認められたとき又は第4条第2項の規定に該当すると判明したときは、市は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。市が補助金の交付の決定を取り消した場合には、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を求めるものとします。

様式第 8

名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金交付辞退届

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住所
氏名又は名称
代表

年 月 日付け 環大環第 号 で交付(変更交付)の決定を受けた名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金については、同補助金交付要綱第 9 条に基づき、次のように辞退します。

- 1 辞退理由(具体的に記入してください。)
- 2 添付書類
交付決定通知書の写し又は変更交付決定通知書の写し

様式第 9

名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業完了報告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住所
氏名又は名称
代表

年 月 日付け 環大環第 号 で交付(変更交付)の決定を受けた名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業が完了しましたので、同事業補助金交付要綱第 10 条に基づき、次のように報告します。

1 補助金額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 事業実施報告書(様式第 9-2)
- (2) 領収書等の写し
- (3) 購入車両の自動車検査証記録事項の写し
- (4) 廃車車両の登録事項等証明書の写し等
- (5) 購入車両の写真
- (6) 交付決定通知書の写し又は変更交付決定通知書の写し
- (7) 売買契約書の写し(購入車両の自動車検査証記録事項の「所有者の氏名又は名称」欄と申請者が異なる場合のみ)
- (8) その他、購入した車両の概要がわかる書類

様式第 9-2

最新規制適合自動車代替促進事業 事業実施報告書

事業所等の名称：

事業所等の住所：

	購入車両	
	No.1 車種：貨物・乗合	No.2 車種：貨物・乗合
メーカー名・車名		
自動車登録番号 又は車両番号		
型 式		
初度登録年月日	年 月 日	年 月 日
使用の本拠の位置	名古屋市 区	名古屋市 区
旧車の廃車の有無 (※1)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 ()	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 ()
補 助 金 額	円	円

※1 旧車の名義変更をもって当該車両の廃車に代えた場合は、下記の(1)から(5)までのいずれかを括弧内に記入してください。

- (1) 天然ガス自動車
- (2) 電気自動車
- (3) 燃料電池自動車
- (4) 平成 27 年度燃費基準+5%達成（軽油、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量 3.5 トン超 7.5 トン以下の自動車に限る）
- (5) 平成 27 年度燃費基準達成（軽油、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量 7.5 トン超の自動車に限る）

様式第 10

名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業完了報告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住所
氏名又は名称
代表

年 月 日付け 環大環第 号 で交付(変更交付)の決定を受けた名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業が完了しましたので、同事業補助金交付要綱第 10 条に基づき、次のように報告します。

1 補助金額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 事業実施報告書(様式第 10-2)
- (2) 領収書等の写し
- (3) 購入車両の自動車検査証記録事項の写し
- (4) 廃車車両の登録事項等証明書の写し等
- (5) 購入車両の写真
- (6) 交付決定通知書の写し又は変更交付決定通知書の写し
- (7) 売買契約書の写し(購入車両の自動車検査証記録事項の「所有者の氏名又は名称」欄と申請者が異なる場合のみ)
- (8) リース契約書の写し
- (9) 貸与料金の算定根拠明細書(様式第 3、申請時と異なる場合のみ)
- (10) その他、購入した車両の概要がわかる書類

様式第 10-2

最新規制適合自動車代替促進事業 事業実施報告書

借受人 (使用者)	氏名又は名称			
	住 所			
	主な事業			
	資本金の額 出資の総額		従業員数	
	担 当 者	部署	氏名	電話番号

	購入車両	
	No.1 車種：貨物・乗合	No.2 車種：貨物・乗合
メーカー名・車名		
自動車登録番号 又は車両番号		
型 式		
初度登録年月日	年 月 日	年 月 日
使用の本拠の位置	名古屋市 区	名古屋市 区
旧車の廃車の有無 (※1)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 ()	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 ()
補 助 金 額	円	円

※1 旧車の名義変更をもって当該車両の廃車に代えた場合は、下記の(1)から(5)までのいずれかを括弧内に記入してください。

- (1) 天然ガス自動車
- (2) 電気自動車
- (3) 燃料電池自動車
- (4) 平成 27 年度燃費基準+5%達成（軽油、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量 3.5 トン超 7.5 トン以下の自動車に限る）
- (5) 平成 27 年度燃費基準達成（軽油、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量 7.5 トン超の自動車に限る）

様式第 11

環大環第 号
年 月 日

様

名古屋市長

印

名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで事業の完了を報告されました名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金については次のように交付額を確定しましたので、同補助金交付要綱第 11 条に基づき、通知します。

補助金額 金 _____ 円

様式第 12

名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金請求書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住所
氏名又は名称
代表者

年 月 日付け 環大環第 号 で交付額の確定を受けた名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金については、同補助金交付要綱第 12 条第 1 項に基づき、次のとおり請求します。

- 1 補助金請求額 金 _____ 円
- 2 金融機関名 _____ 銀行 _____ 支店
- 3 口座科目 普通／当座 (どちらかに○を付けてください)
- 4 口座番号 _____
- 5 口座名義 _____
(カタカナでご記入ください)
- 6 添付書類
以下の書類のいずれか
・ 交付決定通知書の写し
・ 変更交付決定通知書の写し
・ 交付額確定通知書の写し

様式第 13

名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業により取得した財産の処分に関する承認申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住所
氏名又は名称
代表者

年 月 日付けで完了を報告した名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業により取得した財産を次のように処分したいので、同事業補助金交付要綱第 13 条第 2 項に基づき、関係書類を添えて申請します。

- 1 目的外使用（譲渡、交換、貸付、担保提供、改廃）財産名及び件数
- 2 目的外使用（譲渡、交換、貸付、担保提供、改廃）の理由
- 3 目的外使用（譲渡、交換、貸付、担保提供、改廃）の相手方
住所
氏名
- 4 目的外使用（譲渡、交換、貸付、担保提供、改廃）の条件
- 5 目的外使用（譲渡、交換、貸付、担保提供、改廃）財産の取得日および時価

環大環第 号
年 月 日

様

名古屋市長

印

名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 環大環第 号 で交付決定しました名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金については、同補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき下記の理由により交付決定を取り消すことと決定しましたので、同補助金交付要綱第 14 条第 3 項に基づき通知します。

記

1 取消の理由